# 保育・教育施設における給付費等の不正受給と行政処分の実施について

令和6年度に発覚・報告した、社会福祉法人現成会が運営する飯能元氣保育園及び飯能元氣保育園 分園(以下「保育園」という。)の給付費及び補助金の不正受給について、返還請求を行うとともに、 継続して監査・調査を実施しました。

その結果、「職員配置についての虚偽報告」、「職員配置基準違反」、「不正請求」の事実を確認しましたので、法人に対し、不正に受領した給付費及び補助金等について返還を求めるとともに、子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第40条第1項の規定に基づき、確認の一部効力の停止(12か月間の新規利用者受入停止)の行政処分を実施しましたのでご報告申し上げます。

### 1 処分を行う事業者・施設の概要

(1)対象事業者の概要

法人名 : 社会福祉法人現成会(以下「現成会」という。)

※旧法人名…社会福祉法人埼玉現成会

代表者: 理事長 吉村万岳(よしむらばんがく)

※理事長旧姓…長棹万岳(ながさおばんがく)

# (2)対象施設の概要

10月1日現在

施設名	所在地	定員	在籍児童数		
飯能元氣保育園	飯能市大字永田 547	30 人	23 人 (0 歳児 11 人、1 歳児 12 人)		
飯能元氣保育園分園	飯能市大字永田 544	38 人	32 人(1 歳児 16 人、2 歳児 16 人)		

### 2 処分の概要

(1) 処分の内容 確認の一部効力の停止(12 か月間の新規利用者受入停止)

(2) **処分の決定の日** 令和7年10月17日

(3) **処分の効力の発生日** 令和7年 11月1日

# 3 これまでの経過

令和6年3月26日 保育園の不正等について保育課に情報提供あり 3月以降 事実確認のための調査開始(書類審査、関係者からの聴取等)

10月30日 平成30年度分保育給付費等の返還請求及び行政指導の実施

令和7年6月2日 県に処遇改善等加算の再認定の申請を提出するに当たり、現時点におけ

る調査内容や不正受給等についての事実確認を実施

6月11日 現成会から調査内容等に異議がない旨の回答と確認書の提出あり

6月16日~ 処遇改善等加算の再認定に向けた県における審査 8月18日 子ども・子育て支援法に基づく指導監査の実施

9月10日 処遇改善等加算の再認定の通知

9月16日 行政手続法に基づく弁明通知書の交付

9月19日 返還請求の通知の交付

9月25日 事実確認書、返還承諾書及び行政処分についての弁明書

の提出

9月26日~ 市において提出された弁明書の審議 10月17日 行政処分の決定、告示、議会報告、公表

### 4 処分理由及び根拠法令

# (1) 虚偽報告(法第40条第1項第5号)

- ① 保育園に隣接する学校法人吉村学園「大東幼稚園」(以下「幼稚園」という。)の職員について、保育園での勤務実態がなかったにもかかわらず、保育園に勤務していた職員として本市に報告していたことを、法第38条第1項に基づき提出させた労働条件通知書等や関係者へのヒアリングにより確認しました。
- ② 現成会が運営する高齢者施設「ケアハウス蘭風園」においてデイサービスの担当をしていた職員(看護師)について、保育園での勤務実態がなかったにもかかわらず、保育園に 勤務していた職員として名簿に記載し、本市に報告していたことを確認しました。
- ③ 現成会が運営する障害者生活介護事業所「太陽の丘」、相談支援所「朝陽」双柳において管理職をしていた職員について、保育園での勤務実態がなかったにもかかわらず、保育園に勤務していた職員として名簿に記載し、本市に報告していたことを確認しました。
- ④ 以前保育園に勤務し、既に退職していた保育士について、勤務実態がなかったにもかか わらず名簿に記載し、本市に報告していたことを確認しました。

# (2) 職員配置基準違反(法第40条第1項第3号)

- ① 令和元年4月から令和5年3月まで保育園に勤務していたものとして報告されていた職員が、実際には隣接する幼稚園をはじめとする他の施設に勤務していた、又は退職していたことが判明したことから、名簿等を精査した結果、一部期間において基本分単価における必要保育士数が満たされていなかったことを確認しました。
- ② 令和2年4月については、令和2年度の保育園の園長が地域子育で支援拠点事業に多くの時間従事していたことを確認しました。また、令和4年度、5年度の保育園の園長として報告されていた者が、幼稚園の園長であり、保育園には勤務実態がなかったことを確認しました。
- ③ 基本分単価に含まれる主任保育士やフリーで保育に当たる保育士が、本市からの委託を 受け実施している地域子育て支援拠点事業に、多くの時間事業に従事し運営していたこと を確認しました。
- ④ 上記①から③の事由により児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められた保育士の必要数が満たされておらず、職員の配置基準違反が判明しました。

# (3) 不正請求 (法第 40 条第 1 項第 4 号)

- ① (1)-①に記載した事由により、本市に対して平成30年度から令和5年度まで、幼稚園に勤務している園長及び幼稚園教諭を保育園の保育士として勤務していたという虚偽の申請や報告を行い、給付費を不正に請求し受領したことを確認しました。
- ② (1)-②に記載した事由により、本市に対して平成30年度から令和5年度まで、高齢者施設においてデイサービスの担当をしていた職員(看護師)を、保育園に勤務していたという虚偽の申請や報告を行い、給付費を不正に請求し受領したことを確認しました。
- ③ (1)-③に記載した事由により、本市に対して令和3年度から令和5年度まで、障害者施設において管理職をしていた職員について、保育園に勤務していたという虚偽申請や報告を行い、給付費を不正に請求し受領したことを確認しました。
- ④ (1)-④に記載した事由により、本市に対して、令和元年度から令和3年度まで、保育園を退職した職員について、保育園に勤務していたという虚偽の申請や報告を行い、給付費を不正に請求し受領したことを確認しました。

### 5 不正受給の期間と返還額について

<u>返還額の合計 (1) + (2) 95,218,228 円</u> (今後、加算金・利息を請求)

# (1) 子どものための教育・保育給付費(以下「給付費」という。)

期 間 : 平成30年4月から令和6年3月まで

返還額 : 計 42,069,810 円

	返還額	年度別内訳 (円)					
合計 (円)		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本園	16, 608, 200	898, 280	1, 079, 130	1, 359, 560	1, 484, 120	5, 656, 760	6, 130, 350
分園	25, 461, 610	1, 944, 430	2, 932, 270	2, 641, 570	1, 736, 430	9, 550, 290	6, 656, 620
合計	42, 069, 810	2,842,710	4, 011, 400	4,001,130	3, 220, 550	15, 207, 050	12, 786, 970

<sup>※</sup>平成30年度については給付費及び利息ともに返還済

# (2) 民間保育園運営改善費補助金(以下「補助金」という。)

期 間 : 令和元年度から令和5年度まで

返還額 : 計 53,148,418 円

	返還額	年度別内訳(円)					
合	計(円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
本園	33, 293, 150	2, 160, 000	6, 932, 080	8, 135, 642	9, 502, 036	6, 563, 392	
分園	19, 855, 268	2, 400, 000	4, 440, 900	4, 369, 828	4, 790, 968	3, 853, 572	
合計	53, 148, 418	4, 560, 000	11, 372, 980	12, 505, 470	14, 293, 004	10, 416, 964	

<sup>※</sup>令和元年度については補助金及び加算金ともに返還済

# 6 在籍園児への影響

処分を行うに当たり、現状を把握するため、市は、令和7年8月18日に再度指導監査を行いました。監査の結果、職員配置基準を満たす職員が適正に配置されており、現時点において、保育内容に関する重大な支障や園児への直接的な影響は確認されませんでした。

このことから、当該保育施設を利用している在籍園児につきましては、引き続き保育を受ける ことができることを確認しました。

# 7 現成会に対する今後の対応

#### (1) 行政処分の実施

これまで、虚偽報告・不正受給等が繰り返されてきたこと、現成会への事実確認ではお金の流れや責任の所在が不明確であり問題の原因の究明には至らなかったこと、そして、不正受給額が大きいことなどの調査の結果を踏まえ、既に行政処分を行った他自治体の事例を勘案し、行政処分を実施します。

処分の根拠法令:法第40条第1項

処分の概要:確認の一部効力の停止(12か月間の新規利用者受入停止)

処分の適用期間:令和7年11月1日から令和8年10月31日まで

# (2) 加算金・利息の請求

- ① 不正に受給した保育給付費の速やかな返還を求めるとともに、民法第704条に基づき利息を請求します。
- ② 不正に受給した民間保育園運営改善費補助金の速やかな返還を求めるとともに、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則に基づき加算金を請求します。

# (3) 適正な運営確保への指導

本事案が発生した原因の一つとして、保育士が定着しないという状況があることから、確実に職員配置基準を満たすことができるよう、職場風土の改善や継続した保育士の確保に努めることについて、引き続き指導を行います。

#### (4) 監査の継続実施

- ① 本行政処分の理由に掲げた事項の改善状況を確認するとともに、施設の運営全般について 継続して監査を行いながら、より良い運営に向け必要な指導を行います。
- ② 当面の間、当該園に対する指導を継続する中で、定期的な立入調査等により職員の勤務状況の把握に努め、実態に即した適正な請求が行われているかどうかを確認します。

#### 8 再発防止策について

### (1) 法令及び制度の理解と遵守

本事案を踏まえ、市の担当者及び市内私立保育事業者に対しても、関係法令及び制度の理解 と遵守を周知し徹底します。また、過大請求を防止するため、給付費の加算項目や補助金の対 象など間違えやすい項目については、国のFAQ資料等を活用するなど必要な情報の提供を行い ます。

# (2)調査・監査の徹底

必要に応じ、給付費の届け出や補助金の申請内容について、実態との整合を確認するため他 自治体への照会や抜き打ちの立ち入り調査などを行います。

# (3) 私立保育事業者との連携の強化

現在、定期的に開催している保育所連絡会などを活用し、私立保育事業者に対し、国や県、市のこども施策や事務処理に関する説明を行うなど連携を強化します。

# (4) 保育の受入数の確保

保育園の新規利用者の受入停止処分を行うにあたり、影響を受けることが想定される児童の 受入数については、公立保育所を中心に入所枠の確保に努めます。